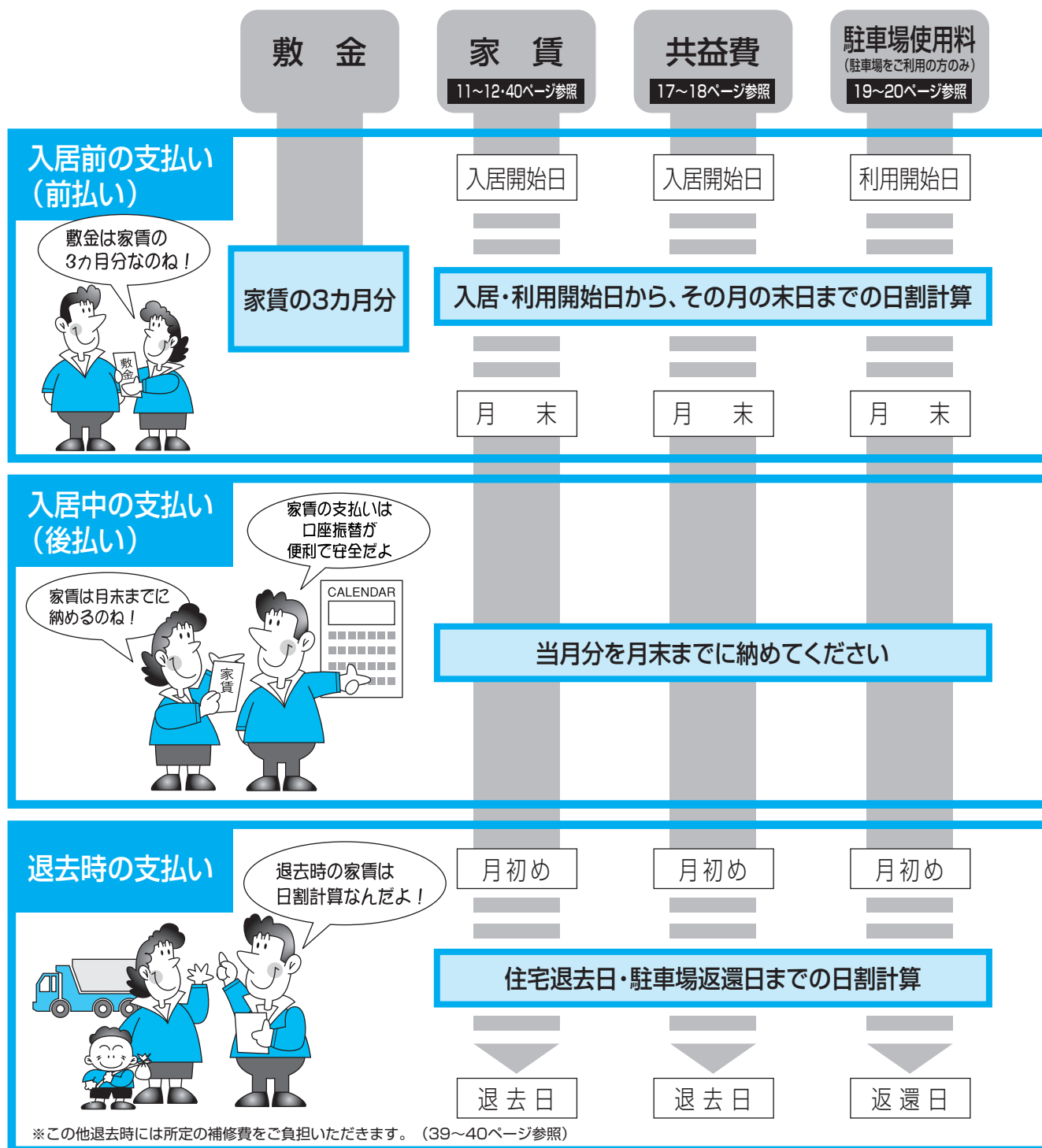


家賃などの支払いについて…

支払っていただく費用の種類

入居者のみなさんには家賃のほかに敷金(入居時のみ)や共益費、駐車場使用料(駐車場ご利用の方のみ)を支払っていただきますので、決められた期日までに納入してください。



入居中の家賃・共益費の納入方法

入居した翌月からの家賃などは、次のいずれかの方法により毎月月末までに納入してください。

口座振替(自動払込)による納入(自動引落)方法

預貯金口座から自動的に家賃・共益費を引き落としします。家賃・共益費の引き落とし日は毎月月末(月末が金融機関の休業日の場合は翌営業日)1回限り引き落とします。預貯金残高が不足していると引き落としができませんので、前日までに必ず残高を確認し、不足していれば入金をしてください。

● 万一、預貯金不足などで引き落としができなかった場合は、翌月末日に翌月分と合わせて請求します。

● 領収書は、毎月発行しませんので引き落とし結果を預貯金通帳で確認してください。

● 口座振替を行う預貯金口座は、府営住宅の名義人の口座に限ります。

● 口座振替(自動払込)納入依頼書(利用申込書)は、金融機関またはゆうちょ銀行の窓口にあります。
〔取り扱いをしていない金融機関もありますので、詳しくは各金融機関の窓口にご確認ください。〕

【新たに口座振替を開始する場合の手続き】

住宅名義人の口座がある金融機関またはゆうちょ銀行において、所定の口座振替(自動払込)納入依頼書(利用

申込書)を提出してください。後日、**口座振替納入案内書**をお送りします。**口座振替納入案内書に記載している月から**家賃の引き落としを開始します。※

口座振替(自動払込)納入依頼書
(利用申込書)の提出

住宅名義人の
口座がある金融機関
またはゆうちょ銀行

【銀行・支店・ゆうちょ銀行・口座番号を変更する場合の手続き】
変更を希望する金融機関またはゆうちょ銀行に、所定の口座振替(自動払込)納入依頼書(利用申込書)を提出してください。変更前の金融機関またはゆうちょ銀行への手続きは不要です。

【口座振替(自動払込)をやめる場合の手続き】

口座振替(自動払込)納入廃止依頼書(廃止届書)を、現在利用されている金融機関またはゆうちょ銀行へ必ず提出してください。

※概ね、手続の翌月または翌々月からの引き落としとなりますが、引き落とし開始月の25日ごろには口座振替納入案内書をお送りしますのでご確認ください。(口座振替開始月の家賃を納入通知書により納入された場合は、2重払いとなる可能性がありますので、ご注意下さい。)

納入通知書による納入(現金払い)方法

やむを得ず口座振替(自動払込)を利用しない場合は、毎年4月と10月に納入通知書(6カ月分)を送付しますので、各月分を毎月末日までに必ず納めてください。

● 新しく入居された方は、入居した月の翌月分から9月分まで、または3月分までの納入通知書を一括して送付しますので、口座振替(自動払込)の開始までは納入通知書でお支払いください。

なるべく**口座振替(自動払込)**をご利用ください。

毎年4月と10月に
6カ月分の納入通知書を
送付します

各月分の家賃を
毎月末日までに
金融機関で納入
してください

ゆうちょ銀行では扱いません

家賃の証明

入居後、勤務先などで住宅手当などの支給を受けるために家賃の証明書が必要な場合は、次のとおり手続きをしてください。

来所による請求方法

担当の管理センターに印かんをご持参のうえ、請求してください。

※代理人(同居人は除く)の方が手続きに来られる場合、委任状・身分証明書(代理人分)が必要です。

郵送による請求方法

郵送により家賃の証明書を請求される場合は「担当の管理センター(5~6ページ参照)へお問い合わせください。

なお、郵送の場合はお手元に届くまで往復10日間ほどかかります。

● 証明内容: 入居年月日・敷金・使用料(家賃・共益費)・納入状況